

2017年2月8日

京都大学総長 山極 壽一 殿

京都大学職員組合

中央執行委員長 川島 隆

扶養手当に減額に係る経過措置を設け、3年間実施を遅らせること
を求める要求書

団体交渉において教職員給与に係る給与規程改正の不利益となる減額には反対を表明し、国家公務員の労働条件への準拠を無反省に続けることをやめるよう要求してきたところです。

とりわけ影響の大きい扶養手当の減額方針については、国家公務員準拠のみを前提とせず、団体交渉での意見交換を続けて労使の合意が得られるまで一方的な改正強行を行わないよう求めてきたところです。

相次ぐ賃金引き下げによる家計への打撃も大きく、本学の教職員の賃金のあり方を含めて学内での議論を尽くすよう、経過措置の要求を行うものです。

記

2017年4月実施予定とされている扶養手当の減額については、3年間の経過措置を設けて実施時期を遅らせるよう要求します。